

# 平成 29 年度甲種防火管理者新規講習会実施要領

## 1 「目的」

消防法第 8 条第 1 項の規定により、学校・病院・工場・事業所等不特定多数の者が出入りし、勤務、又は居住する一定の防火対象物（収容人員が 30 人又は 50 人以上\*）にあつては、資格を有する者のうちから防火管理者（甲種・乙種）を定めなければならないことから、その資格を取得させるとともにこれら施設の関係者に、防火管理者を中心として、防火管理に関する理解と関心を深めさせるとともに、防火管理体制の質的強化を図るために開催するものです。

※ 6 項（ロ）に関しては、面積に関係なく収容人員 10 名以上で必要となります。

## 2 「講習実施機関」

三重紀北消防組合消防本部、紀北危険物安全協会

## 3 「実施日時」

ア 平成 29 年 10 月 24 日（火）、25 日（水）の 2 日間  
（両日とも、9：15～17：00 まで）

イ 受講者は 8：30～9：15 までに受付を済ませて下さい。

ウ 甲種新規講習を受講される方で、講習科目の免除がある方の受講受付は 1 日目の 10 時 30 分から 11 時までに行なってください。

## 4 「実施場所」

北牟婁郡紀北町相賀 379 紀北教育会館 1 階

## 5 「受講対象者」

防火管理者を定めなければならない防火対象物の関係者で、火災予防について管理的、監督的な地位を有する者、又は防火管理者を補助する者。

## 6 「講習科目」

ア 防火管理の意義と制度	イ 火災の基礎	ウ 出火防止
エ 危険物の安全管理	オ 地震対策	カ 施設・設備の維持管理
キ 自衛消防	ク 防火管理の進め方と消防計画	
ケ 初期消火訓練の指導要領		

※講習科目の免除

甲種防火管理新規講習受講者で、消防用設備点検資格者講習又は自衛消防業務講習の修了者は、「防火管理の意義と制度」の科目が免除されます。（受講申込書に記入欄がありますので、該当者は必ず記入願います。）

## 7 「受講手続き」

甲種防火管理新規講習受講申請書に必要事項を記入のうえ三重紀北消防組合消防本部 予防課若しくは三重紀北消防組合の各署所へ提出して下さい。（朱肉の押印が必要のため、FAX は不可です）

〒519-3639 三重県尾鷲市中川 28 番 43 号

三重紀北消防組合消防本部 予防課 TEL 0597-22-2051

なお、受講申請書は、下記の消防本部及び消防署等で配布しています。

- ア 三重紀北消防組合 消防本部予防課  
尾鷲消防署、輪内出張所  
海山消防署  
紀伊長島消防署  
三重紀北消防組合ホームページ
- イ 熊野市消防本部

## 8 「受付期間」

平成 29 年 9 月 1 日（金）～平成 29 年 9 月 19 日（火）

※土、日、祭日を除く 8 時 30 分～17 時 15 分まで受け付けています。

## 9 「受講費用」

ア 受講料は無料。

イ ただし、テキスト代、事務費等（4,000 円）として、講習会当日受付で徴収させていただきます。（テキストは講習会当日お渡しします。）

## 10 「定員」

60 名程度（受付順）。なお、受講者多数の際は、お断りする場合があります。

## 11 「その他」

ア 消防法施行令第 3 条第 1 項第 1 号（ロ）から（ニ）まで及び同条第 1 項第 2 号（ロ）に定める者（特定の経歴を有する者）以外の者は、防火管理新規講習を受けなければ防火管理者となることができません。

イ 防火管理者を選任する場合はアに掲げる資格を有する者で防火対象物において、防火管理上必要な業務を適切に遂行することができる管理的又は監督的な地位にあることが必要です。

ウ 防火管理者の選任を必要とする事業所で防火管理者を選任していないときは消防法により処罰されることがあります。

エ 修了証は全課程を受講し、効果測定に合格した受講者に交付されます。（遅刻早退は認められません。）

オ 駐車場は会館前、コミュニティーセンター（地元車優先）を利用ください。なお、駐車場の台数に限りがあるため、公共交通機関を利用していただくか、乗り合わせで受講していただきますようお願いいたします。

カ 当日は、筆記用具を持参して下さい。

キ 昼食は各自で用意願います。（会場内での飲食は可能です。）

※講習についての問い合わせは、三重紀北消防組合消防本部 予防課まで。

TEL 0597-22-2051

紀北教育会館案内図 (住所：北牟婁郡紀北町相賀 379

TEL 0597-32-3500)

